

# 伝言板



## ボーイスカウト一日体験の募集(無料)

幼稚園年長から小学4年生(女子も可)を対象。8月27日10時に本教寺(常盤町)に集合し、追直浜付近でハイキングなどを実施。8月22日まで電話・ファクスで申し込み。

《詳細》佐藤 ☎・ファクス ☎8572

## 医療講演会(無料)

### 筋力低下を起こす病気

～重症筋無力症を中心に～

8月27日13時から障害者福祉総合センターで、登別厚生年金病院の橋本茂樹先生を講師に迎えて開催します。当日会場にお越しください。

《詳細》難病連室蘭支部(児玉) ☎ ☎3518

## 韓国語サークル参加者の募集

### うれし楽し「ハングル」の旅へ

毎月第1・3月曜日13時30分から胆振

地方男女平等参画センターで開催。会費は月100円。韓国に関する情報交換も行っていきます。電話で申し込みを。

《詳細》下沢 ☎090-8497-0027

## ぼっぼらん開園1周年記念 フェスティバルにお越しを

9月2日10時から14時まで、旧室蘭駅舎横の公園「ぼっぼらん」で、記念コメントの披露のほか、子ども天国として、ミニSLなど楽しい催しをたくさん用意します。消費者協会によるフリーマーケットも開催。

《詳細》室蘭ロータリークラブ ☎ ☎7545

## NHK室蘭ビデオクラブの 会員募集

映像製作や編集、パソコン学習会などのほか、例会を毎月第3火曜日に18時から20時まで、NHK室蘭放送局で行っています。会費500円。初心者歓迎。

《詳細》山根 ☎ ☎3251

## 室蘭水泳スポーツ少年団の 団員募集

小学1年から3年生くらいまでの初心者者を募集。基礎から丁寧に指導します。毎週月・水・金曜日17時30分から2

時間、入江温水プールで開催。電話で申し込み。

《詳細》工藤 ☎090-2057-9288

## 室蘭工業大学「公開講座」

### パソコン入門とマルチメディアの応用

高校生以上を対象に室蘭工業大学で開催。8月21日から25日まで18時から21時の5回1コース。パソコン初心者(5人)、ビデオ編集入門(5人)、エクセル入門(20人)、ホームページ作成入門(10人)のコースがあります。受講料7,200円。8月11日までに同大学地域連携推進課に備え付けの用紙に受講料を添えて直接申し込み。

《詳細》同大学地域連携推進課 ☎ ☎5023

## 室蘭工業大学

### 市民懇談会委員を募集

年2回程度懇談会を開催し、大学と地域の結びつきなどの意見交換を行います。任期は9月1日から平成20年8月31日。謝礼金はありません。8月11日までに住所、氏名、職業、電話番号を記入し、400字程度の大学と地域の結びつき等の意見、提言等を添えて、郵送で申し込み。《詳細》同大学総務課(〒050-8585 水元町27-1) ☎ ☎5015

9月号に掲載する原稿の締切日は8月4日(金)です。

《詳細》市民対話課 ☎ ☎2194、ファクス ☎ ☎2835

Eメール [shimintaiwa@city.muroran.hokkaido.jp](mailto:shimintaiwa@city.muroran.hokkaido.jp)



**室蘭市外の病院でも乳幼児医療助成は適用されるのでしょうか。**

夏休みを利用して家族で道内旅行を計画していますが、子どもにぜんそくがあるため、旅行先でも不安です。市外の病院でも、乳幼児医療助成は適用されるのでしょうか。(4歳児を持つ母親)

お答えします

住民税が課税されている世帯の場合でお答えします。室蘭市内の医療機関と西胆振地域(登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町)については、健康保険証と乳幼児医療費受給者証を窓口で提示することで、医療費の1割を自己負担するだけで受診できます。これらの地域以外で医療機関に受診した場合は、室蘭市の乳幼児医療制度は適用されないため、医療機関の窓口で3割負担の請求を受けることとなります。その場合、一時支払うこととなりますが、後日2割分の払い戻しの手続きをすることで、医療費が戻ります。手続きには、①領収書(レシート)の場合は、受診者

**市民憲章は、どのように決まったのでしょうか。**

8月1日に市民憲章が制定されたようですが、どのように決まったか教えてください。(男性)

お答えします

市民憲章に関心を持っていただきありがとうございます。市民憲章は、開港100年、市制施行50周年を記念して、昭和47年8月1日に制定しました。制定にあたっては、健康、福祉、文化など幅広い内容を盛り込み、室蘭の特徴や将来像を表現することをねらいとしています。

原案は、広報紙で一般公募し、各団体の代表者で構成した「市民憲章制定準備委員会」で検討し、開港100年、市制施行50周年の記念式典で発表しました。市民憲章全文は今月号の10ページに掲載しています。私たちが、まちで何気なく見かける市民憲章には「きれいなまちに住みたい」「みんなが幸福になりたい」という市民共通の願いがたくさん込められています。(市民生活課)

皆さんの声をお寄せください。

〒051-8511 室蘭市幸町1-2

☎ ☎2193、ファクス ☎ ☎2835

Eメール [shimintaiwa@city.muroran.hokkaido.jp](mailto:shimintaiwa@city.muroran.hokkaido.jp)

室蘭市市民対話課